

## 株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号神谷町セントラルプレイス  
株 式 会 社 テ ー ・ オ ー ・ ダ プ リ ュ ー  
代表取締役社長 秋 本 道 弘

### 第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年9月24日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成21年9月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス3階  
当社 大会議室  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第33期（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第33期（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tow.co.jp>) において掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事 業 報 告

(平成20年7月1日から  
平成21年6月30日まで)

### I 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライム問題に端を發し、昨年9月のリーマンショックを契機とした世界的な金融市場の混乱、急激な株価下落や円高等を背景に、個人消費の低迷及び企業業績の悪化が進み、景気は極めて厳しい状況で推移いたしました。

当社グループの属する広告業界におきましては、平成20年の国内の総広告費が6兆6,926億円(前年比4.7%減: ㈱電通「日本の広告費」平成21年2月発表による。)と、前年までの4年連続の増加から減少に転じました。また大手広告代理店の平成20年(1月～12月)の売上高も総じて前年比で減少し、平成21年1月以降(1月～6月)につきましても同様の傾向が続きました(「広告と経済」平成21年8月1日発行による。)

当社グループの事業領域であるプロモーション領域におきましても、昨年秋までは広告主によるプロモーション領域への高い期待感から、比較的好調に推移いたしました。それ以降は広告主の広告予算全体の見直しの影響などから情勢は厳しいものとなりました。

このような事業環境の中、営業戦略といたしまして、クライアントのプロモーションニーズに一元的に応えるべく、統合プロモーションのワンストップでの提供等、企画提案の拡大、新規営業窓口開発にも注力いたしましたが、広告主の最終的な決定に至らず、その結果、当連結会計年度の売上高は142億10百万円(前連結会計年度比1.3%減)、営業利益は14億1百万円(前連結会計年度比2.8%増)、経常利益は13億92百万円(前連結会計年度比3.7%増)、当期純利益は8億76百万円(前連結会計年度比20.1%増)となりました。

<カテゴリー別概況>

(販促)

当連結会計年度は、総じて堅調に推移いたしましたが、東京モーターショー等の案件があった前連結会計年度に比べ、大型案件の受注が少なかったことから、前連結会計年度比12.9%の売上減となりました。

(広報)

当連結会計年度は、自動車メーカーやファッション関連各社の各種発表会案件の受注が比較的好調に推移したことにより、前連結会計年度比2.3%の売上増となりました。

(博展)

当連結会計年度は、横浜開港150周年記念テーマイベント（Y150）関連案件や、当社主催イベントでもある「海のエジプト展」案件の受注があったことから、前連結会計年度比3,916.4%の売上増となりました。

(制作物)

当連結会計年度は、携帯電話通信各社や生命保険会社のプレミアムグッズ等の受注が堅調に推移したことにより、前連結会計年度比21.4%の売上増となりました。

(文化／スポーツ)

当連結会計年度は、大型のスポーツイベントの受注があった前連結会計年度と比べ、受注がやや低調に推移したことから19.5%の売上減となりました。

(企画売上高)

企画売上高は、前連結会計年度比11.6%の売上減となりました。

カテゴリー別売上高の構成は次のとおりであります。

カテゴリー		金額（百万円）	構成比（％）
制作 売上 高	販 促	8,894	62.6
	広 報	2,905	20.5
	博 展	944	6.6
	制 作 物	1,159	8.2
	文化／スポーツ	204	1.4
小 計		14,108	99.3
企 画 売 上 高		102	0.7
合 計		14,210	100.0

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の実施額は107百万円で、その内訳は次のとおりであります。

投 資 区 分	金 額
新社屋入居工事	42百万円
電気設備工事	14
ネットワーク工事	12
その他	39
合 計	107

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 30 期 (平成18年6月期)	第 31 期 (平成19年6月期)	第 32 期 (平成20年6月期)	第 33 期 (当連結会計年度) (平成21年6月期)
売 上 高(百万円)	12,341	13,070	14,397	14,210
経 常 利 益(百万円)	748	1,041	1,343	1,392
当 期 純 利 益(百万円)	423	551	729	876
1株当たり当期純利益 (円)	36.22	47.50	62.84	75.86
総 資 産(百万円)	7,561	8,110	8,391	9,093
純 資 産(百万円)	3,865	4,242	4,704	5,175
1株当たり純資産額 (円)	332.86	365.37	405.17	449.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第30期(平成17年7月1日から平成18年6月30日まで)に権利行使のあった新株予約権は21,970株であります。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 ディー・ツー・ クリエイティブ	100,000千円	100.0%	イベントの 制作・運営・演出

## (6) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、米国経済の後退による金融不安が引続き懸念され、企業経営環境は引続き厳しい状況が続くものと思われま。

また国内広告市場につきましては、平成21年度（4月～12月）の国内総広告費が前年度比で15.0%の減少と予測されております（日経広告研究所 平成21年7月発表による。）。

このように総広告費が全般的に減少傾向にある中で、これを媒体別に見ますと、4媒体（新聞・雑誌・ラジオ・テレビ）が4年連続して前年を下回り（7.6%減：㈱電通「日本の広告費」平成21年2月発表による。）、またこれまで4年連続で前年を上回っていた当社が属する「プロモーションメディア広告費」につきましても、一転前年を下回る（5.8%減：同）結果となっております。

しかしながら、顧客（広告主）が「売り」への直接的な効果を求める傾向は引続き強く、広告代理店におきましてもこれに対応すべくプロモーション領域の組織再編等対策強化に本格的に取り組んでおります。

当社グループにおきましては、このような広告代理店の動向への対応を重視し、

- ①営業力強化、
- ②プロモーション推進、
- ③提案力強化、
- ④収益力強化、
- ⑤モチベーション強化を基本戦略とし、実施してまいります。

#### ①営業力強化

若手役員の本部長への登用による率先した営業開発強化をはじめ、広告代理店のプロモーション強化策への早期対応、「SPチーム」（販売促進に関するグッズ・印刷物・WEBの企画・制作を主たる業務内容とするチーム）との連携強化による新規銘柄（業種）への営業窓口開発に注力いたします。

#### ②プロモーション推進

SPチームの専門的ノウハウ提供による、各本部の総合的プロモーションの共同営業及び営業サポート等、各本部との連携を強化し制作体制を拡充することにより広告代理店への対応力の拡大を図ります。

### ③提案力強化

異業種とのアライアンスによる提案領域の拡大、専門性強化並びに新たなプロモーションモデルの開発をはじめ、当社の企画顧問おちまさと氏を活用した商品開発を行い、当社独自のプロモーション企画提案力を強化いたします。

### ④収益力強化

コスト管理強化策として、当連結会計年度に設置した「制作管理チーム」による本格的な原価管理の徹底や社員教育、子会社(株)ティー・ツー・クリエイティブの制作体制強化によるグループ収益力の向上を図ります。

### ⑤モチベーション強化

従来より導入している学資保険制度や育児手当制度の更なる充実や、新たな休暇制度の導入により社員の更なるモチベーションアップを図ります。

以上を実施することにより、「新たなプロモーション会社の創造」を目指してまいります。

また、財務面につきましては、これまで売上債権の流動化等によりバランスシートのスリム化をはじめ、資金効率の向上に努めてまいりましたが、今後につきましては、最適資本構成も視野に入れつつ、財務体質の強化を図ってまいります。

## (7) 主要な事業内容（平成21年6月30日現在）

- ① イベント、セミナーの企画、制作、施工、演出及び運営業務
- ② イベントの受託に伴う建造物、構築物の建築工事、室内装飾工事、電気工事等の実施、請負
- ③ 広報、広告に関する企画及び制作業務
- ④ セールスプロモーションに関連する企画、制作業務及び展示、装飾の企画、出版
- ⑤ セールスプロモーションに関連する広告、宣伝物及びプレミアム等の企画、製作、販売及び輸出入
- ⑥ 各種印刷物の企画、制作、出版

(8) 主要拠点等 (平成21年6月30日現在)

本 社 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス  
大阪支社 大阪府大阪市北区西天満六丁目1番2号 千代田ビル別館  
名古屋支社 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル

株式会社ティー・ツー・クリエイティブ  
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス

(9) 使用人の状況 (平成21年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
162(37) 名	2名(△1)名増

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を( )  
外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
144(25) 名	1(△6)名増	32.0歳	5.3年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を( )  
外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成21年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	630百万円
株式会社みずほ銀行	70
株式会社りそな銀行	70
株式会社三井住友銀行	70

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成21年6月30日現在）

① 発行可能株式総数	48,000,000株
② 発行済株式の総数	12,242,274株
③ 株 主 数	4,331名
④ 大 株 主	

株 主 名	当 社 の 出 資 状 況	
	株 式 数	出 資 比 率
川 村 治	1,402千株	12.18%
真 木 勝 次	1,385	12.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,060	9.22
秋 本 道 弘	646	5.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	411	3.57
ノーザントラストカンパニーエイブイシーノーザントラストカンパニーノントリークレアソフツ	359	3.12
ビービーエイチフオーフィデリティーロープライスストックファンド	310	2.69
小 林 雄 二	258	2.24
テ ェ オ ー ダ ブ リ ュ ー 従 業 員 持 株 会	232	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	188	1.64

（注）当社は、自己株式730,461株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。



## (2) 新株予約権等の状況（平成21年6月30日現在）

### ① 当社役員が保有している新株予約権の状況

事業年度末における会社役員の新株予約権等の保有状況

株主総会の決議日	平成14年9月26日
目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	113,700円（1株当たり1,137円）
新株予約権の数	172個（新株予約権1個につき100株）
目的である株式の数	17,290株
行使期間	平成15年1月1日から 平成21年9月30日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	172個	17,290株	3名

株主総会の決議日	平成17年9月26日
目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	65,600円（1株当たり656円）
新株予約権の数	2,140個（新株予約権1個につき100株）
目的である株式の数	214,000株
行使期間	平成19年10月1日から 平成27年9月25日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	1,840個	184,000株	6名
監査役	300個	30,000株	3名

株主総会の決議日	平成17年9月26日
目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円（1株当たり1円）
新株予約権の数	1,300個（新株予約権1個につき100株）
目的である株式の数	130,000株
行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	1,300個	130,000株	5名

株主総会の決議日	平成20年9月25日
目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円（1株当たり1円）
新株予約権の数	300個（新株予約権1個につき100株）
目的である株式の数	30,000株
行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	300個	30,000株	1名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 村 治	
取締役副社長	真 木 勝 次	第二本部長
専務取締役	秋 本 道 弘	第一本部長
専務取締役	小 林 雄 二	第三本部長 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ代表 取締役社長
常務取締役	木 村 元	管理本部長
取 締 役	大 山 利 栄	第三本部副本部長
取 締 役	尾 関 健 児	第一本部副本部長
取 締 役	舛 森 丈 人	第二本部副本部長
取 締 役	島 村 繁 男	管理本部副本部長
常勤監査役	西 山 達 海	
監 査 役	河 野 光 成	福島温泉開発株式会社代表取締役社長 大喜株式会社代表取締役社長
監 査 役	萩 原 新 太 郎	芝総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社芝総合バックアップサービスセンタ ー代表取締役社長

- (注) 1. 取締役の島村繁男氏は、平成20年9月25日開催の第32期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役の河野光成、萩原新太郎の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の萩原新太郎氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 平成21年7月1日付で以下のとおり取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
川 村 治	代表取締役会長 兼最高経営責任者 (CEO)	代表取締役社長	平成21年7月1日
秋 本 道 弘	代表取締役社長 兼最高執行責任者 (COO)	専務取締役	
真 木 勝 次	取締役副社長兼執行役員	取締役副社長	
小 林 雄 二	専務取締役兼執行役員	専務取締役	
木 村 元	常務取締役兼執行役員	常務取締役	
大 山 利 栄	取締役兼執行役員	取 締 役	
尾 関 健 児	取締役兼執行役員	取 締 役	
舛 森 丈 人	取締役兼執行役員	取 締 役	
島 村 繁 男	取締役兼執行役員	取 締 役	

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役	9 名	217,688千円	
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	25,750 (7,800)	
合 計	12	243,438	

- (注) 1. 株主総会の決議による報酬等の限度額は業績連動型報酬を含め取締役400,000千円（平成18年9月25日改訂）、監査役36,000千円（平成11年9月27日改訂）であります。
2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与21,233千円（取締役9名に対し業績連動型報酬18,233千円、監査役1名に対し3,000千円）が含まれております。
3. 期末日現在の人員は、取締役9名、監査役3名であります。
4. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の増加額10,585千円（取締役9名分10,035千円、監査役1名分550千円）が含まれております。
5. 上記報酬等の他、平成20年9月25日取締役会決議に基づき、取締役1名に対してストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額が316千円あります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等との兼任状況

- ・監査役河野光成氏は、福島温泉開発株式会社及び大喜株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は、福島温泉開発株式会社及び大喜株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役萩原新太郎氏は、芝綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、また株式会社芝綜合バックアップサービスセンターの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は、芝綜合法律事務所及び株式会社芝綜合バックアップサービスセンターとの間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	河 野 光 成	当事業年度開催の取締役会22回のうち21回及び監査役会13回のうち13回に出席し、公正中立的な立場から適宜発言を行っております。
監 査 役	萩 原 新 太 郎	当事業年度開催の取締役会22回のうち19回及び監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門知識を活かし、且つ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。

### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
・当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	35,000

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をとるためのコンプライアンス体制の整備については、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、その構築・徹底・推進を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」を全役職員へ配布し、啓蒙活動を実施するものとする。更に、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を活用するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、取締役会の直属機関である「リスク管理委員会」により、予見されるリスクの分析と識別を行い、各部門のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役に報告するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催するものとする。

その他、常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行の責任者及びその責任、執行手続の詳細については、既に制定されている組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によるものとする。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は当社及び当社グループ会社の業務の進行状況または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

ロ. 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。

#### ⑧ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、「倫理規程」、「コンプライアンス基本方針」等に従い、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除するものとする。

ロ. コンプライアンス委員会による、協力機関（外注先）への反社会的勢力に関する情報提供依頼、及び誓約書の提出依頼等により、同勢力の排除に向けた協力体制を継続するものとする。

ハ. 反社会的勢力との関係について、取締役及び使用人に疑義ある行為があった場合、または同勢力から不当要求等があった場合は、内部通報制度により社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報するものとする。

ニ. 販売先、外注先、経費支出先、仕入先、株主等の、新聞記事検索や信用調査機関による調査、インターネット検索エンジンによる検索を、定期的に実施することにより、ステークホルダーに反社会的勢力が係わっていないことを確認するものとする。



## 連結貸借対照表

(平成21年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,961,680</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,659,457</b>
現金及び預金	1,942,512	買掛金	1,958,683
受取手形及び売掛金	3,053,467	短期借入金	840,000
未成業務支出金	329,753	未払法人税等	419,456
未収入金	2,520,403	賞与引当金	21,214
前払費用	18,021	その他	420,104
繰延税金資産	86,821	<b>固 定 負 債</b>	<b>259,162</b>
その他	10,699	退職給付引当金	126,481
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,132,069</b>	役員退職慰労引当金	132,680
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>139,667</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,918,620</b>
建物	80,557	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	53,082	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,234,068</b>
土地	6,027	資本金	948,994
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>34,575</b>	資本剰余金	1,027,376
<b>投資その他の資産</b>	<b>957,827</b>	利益剰余金	3,727,814
投資有価証券	180,221	自己株式	△470,117
保険積立金	334,179	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△59,255</b>
繰延税金資産	165,737	その他有価証券評価差額金	△31,612
再評価に係る繰延税金資産	18,972	土地再評価差額金	△27,642
敷金及び保証金	250,157	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>316</b>
その他	8,560	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,175,129</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,093,750</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>9,093,750</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成20年7月1日から  
平成21年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,210,682
売 上 原 価		11,999,180
売 上 総 利 益		2,211,501
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		810,290
営 業 利 益		1,401,210
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	27	
そ の 他 営 業 外 収 益	12,092	12,119
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,482	
そ の 他 営 業 外 費 用	9,214	20,696
経 常 利 益		1,392,634
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	349,326	349,326
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	15,191	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15,199	
本 社 移 転 費 用	56,814	87,206
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,654,754
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	700,971	
過 年 度 法 人 税 等	92,000	
法 人 税 等 調 整 額	△14,655	778,316
当 期 純 利 益		876,437

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年7月1日から  
平成21年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年6月30日 残高	948,994	1,027,376	3,174,908	△415,773	4,735,506
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△323,532		△323,532
当期純利益			876,437		876,437
自己株式の取得				△54,344	△54,344
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	552,905	△54,344	498,561
平成21年6月30日 残高	948,994	1,027,376	3,727,814	△470,117	5,234,068

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年6月30日 残高	△3,023	△27,642	△30,666	-	4,704,840
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△323,532
当期純利益					876,437
自己株式の取得					△54,344
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△28,588		△28,588	316	△28,272
連結会計年度中の変動額合計	△28,588	-	△28,588	316	470,289
平成21年6月30日 残高	△31,612	△27,642	△59,255	316	5,175,129

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数…………… 1 社  
連結子会社の名称……………株式会社ティー・ツー・クリエイティブ

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

### 2. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産

未 成 業 務 支 出 金……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産……………定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～47年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### ロ. 無形固定資産……………ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法であります。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

##### ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

##### ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の金額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

##### ニ. 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 収益の計上基準

売上高……………イベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

4. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(2) リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額 2,518,269千円

2. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月 平成13年6月30日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,832千円

3. 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,650,000千円
借入実行残高	840,000
差引額	1,810,000

4. 有形固定資産の減価償却累計額 105,691千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末 株 式 数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末 株 式 数(株)
発行済株式				
普通株式	12,242,274	—	—	12,242,274
自己株式				
普通株式(注)	630,341	100,120	—	730,461

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加100,120株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加100,000株及び単元未満株式の買取りによる増加120株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年9月25日 定時株主総会	普通株式	139,343	12.00	平成20年6月30日	平成20年9月26日
平成21年2月5日 取締役会	普通株式	184,189	16.00	平成20年12月31日	平成21年3月9日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成21年9月25日 定時株主総会	普通株式	184,189	利益剰余金	16.00	平成21年6月30日	平成21年9月28日

### 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
平成14年新株予約権	普通株式	66,040	—	5,590	60,450	—
平成16年新株予約権	普通株式	30,000	—	—	30,000	—
平成17年新株予約権①	普通株式	411,100	—	17,600	393,500	—
平成17年新株予約権②	普通株式	130,000	—	—	130,000	—
平成20年新株予約権	普通株式	—	30,000	—	30,000	316
合計	—	637,140	30,000	23,190	643,950	316

(注) 平成17年新株予約権②、平成20年新株予約権を除く新株予約権については、権利行使可能であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 449円52銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 75円86銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成21年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,720,583</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,610,516</b>
現金及び預金	1,758,007	買掛金	1,660,861
受取手形	190,347	関係会社買掛金	309,104
売掛金	2,811,365	短期借入金	840,000
未成業務支出金	321,354	未払金	168,290
未収入金	2,532,576	未払法人税等	390,447
前払費用	17,134	未払費用	129,456
繰延税金資産	79,486	未成業務受入金	74,879
その他	10,310	預り金	18,239
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,206,136</b>	賞与引当金	19,238
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>128,422</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>248,160</b>
建物	71,912	退職給付引当金	118,275
工具、器具及び備品	50,481	役員退職慰労引当金	129,885
土地	6,027		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>28,401</b>		
電話加入権	2,652	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,858,677</b>
ソフトウェア	10,066	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア仮勘定	15,681	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,126,981</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,049,313</b>	資本金	948,994
投資有価証券	180,221	資本剰余金	1,027,376
関係会社株式	100,000	資本準備金	1,027,376
会員権	8,410	利益剰余金	3,620,728
保険積立金	330,391	利益準備金	22,845
繰延税金資産	161,110	その他利益剰余金	3,597,883
再評価に係る繰延税金資産	18,972	別途積立金	2,600,000
敷金及び保証金	250,057	繰越利益剰余金	997,883
その他	150	自己株式	△470,117
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△59,255</b>
		その他有価証券	△31,612
		評価差額金	△27,642
		土地再評価差額金	△27,642
		<b>新株予約権</b>	<b>316</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,068,043</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,926,720</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>8,926,720</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

(平成20年7月1日から  
平成21年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,014,530
売 上 原 価		11,935,027
売 上 総 利 益		2,079,503
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		792,739
営 業 利 益		1,286,764
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	50,827	
保 険 返 戻 金	6,613	
そ の 他 営 業 外 収 益	6,869	64,309
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,482	
手 形 売 却 損	5,152	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,438	18,073
経 常 利 益		1,332,999
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	318,656	318,656
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13,764	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15,199	
本 社 移 転 費 用	51,302	80,266
税 引 前 当 期 純 利 益		1,571,389
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	653,500	
過 年 度 法 人 税 等	92,000	
法 人 税 等 調 整 額	△14,266	731,233
当 期 純 利 益		840,156

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成20年7月1日から  
平成21年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成20年6月30日 残高	948,994	1,027,376	1,027,376	22,845	2,300,000	781,258	3,104,103	△415,773	4,664,701	
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立					300,000	△300,000			—	
剰余金の配当						△323,532	△323,532		△323,532	
当期純利益						840,156	840,156		840,156	
自己株式の取得								△54,344	△54,344	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	300,000	216,624	516,624	△54,344	462,279	
平成21年6月30日 残高	948,994	1,027,376	1,027,376	22,845	2,600,000	997,883	3,620,728	△470,117	5,126,981	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純 資 産 計 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年6月30日 残高	△3,023	△27,642	△30,666	—	4,634,035
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△323,532
当期純利益					840,156
自己株式の取得					△54,344
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△28,588		△28,588	316	△28,272
事業年度中の変動額合計	△28,588	—	△28,588	316	434,007
平成21年6月30日 残高	△31,612	△27,642	△59,255	316	5,068,043

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券  
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (3) たな卸資産  
未 成 業 務 支 出 金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 3年～47年  
工具、器具及び備品 2年～15年
- (2) 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。
- (3) 長期前払費用……………均等償却。なお、償却期間は3年～5年であります。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。
- (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益の計上基準

売上高……………イベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これによる損益に与える影響はありません。

(2) リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日）を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額 2,518,269千円

2. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月 平成13年6月30日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,832千円

3. 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,650,000千円
借入実行残高	840,000
差引額	1,810,000

4. 有形固定資産の減価償却累計額 99,095千円

5. 関係会社に対する金銭債権債務  
短期金銭債務 309,104千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(営業取引)

売上原価(外注費) 1,437,049千円

(営業外取引)

受取利息及び配当金 50,800千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	630,341	100,120	—	730,461

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加100,120株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加100,000株及び単元未満株式の買取りによる増加120株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

会員権評価損 19,642千円

投資有価証券評価損 18,518

賞与引当金 7,829

役員退職慰労引当金 52,863

未払事業税 26,528

退職給付引当金 48,137

未払賞与 31,623

その他 35,475

繰延税金資産合計 240,619

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 21

繰延税金資産の純額 240,597

(関連当事者との取引に関する注記)  
 子会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株 式 会 社 テ ィ ー ・ ツ ー ・ ク リ エ イ テ ィ ブ	所有 直接100%	イ ベ ン ト の 制 作 ・ 運 営 ・ 演 出 業 務 の 請 負	イ ベ ン ト の 制 作 ・ 運 営 ・ 演 出 業 務 の 請 負	1,437,049	買掛金	309,104
				受 取 配 当 金	50,800	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 案件ごとに価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 440円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 72円72銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年8月14日

株式会社テー・オー・ダブリュー  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 田 清 忠 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 達 美 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリュー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年8月14日

株式会社テー・オー・ダブリュー  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 田 清 忠 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 達 美 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成21年8月20日

株式会社テー・オー・ダブリュー監査役会

常勤監査役 西山達海 ㊞

監査役 河野光成 ㊞

監査役 萩原新太郎 ㊞

(注) 監査役 河野光成及び監査役 萩原新太郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金16円とさせていただきますと存じます。なお、この場合の配当総額は184,189,008円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成21年9月28日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 300,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」と言う。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

①決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされておりますので、現行定款第8条（株券の発行）を削除し、あわせて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

②「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第10条（株主名簿管理人）の「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

③株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

④その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3)（条文省略）</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)  第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。  2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。  3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)  第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。  2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p>
<p>(株式取扱規程)  第11条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)  第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>第12条 (条文省略)</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p>
<p>(招集)  第13条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にその都度招集する。  2 前項の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び実質株主名簿に記載または記録された実質株主とする。</p>	<p>(招集)  第12条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にその都度招集する。  2 前項の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p>
<p>第14条～第52条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第51条 (現行どおり)</p>
<p>附則  第1条 (条文省略)</p>	<p>附則  第1条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
(新設)	<p><u>第3条</u> 株券喪失登録簿への記載または記録は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第4条</u> 本附則第2条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

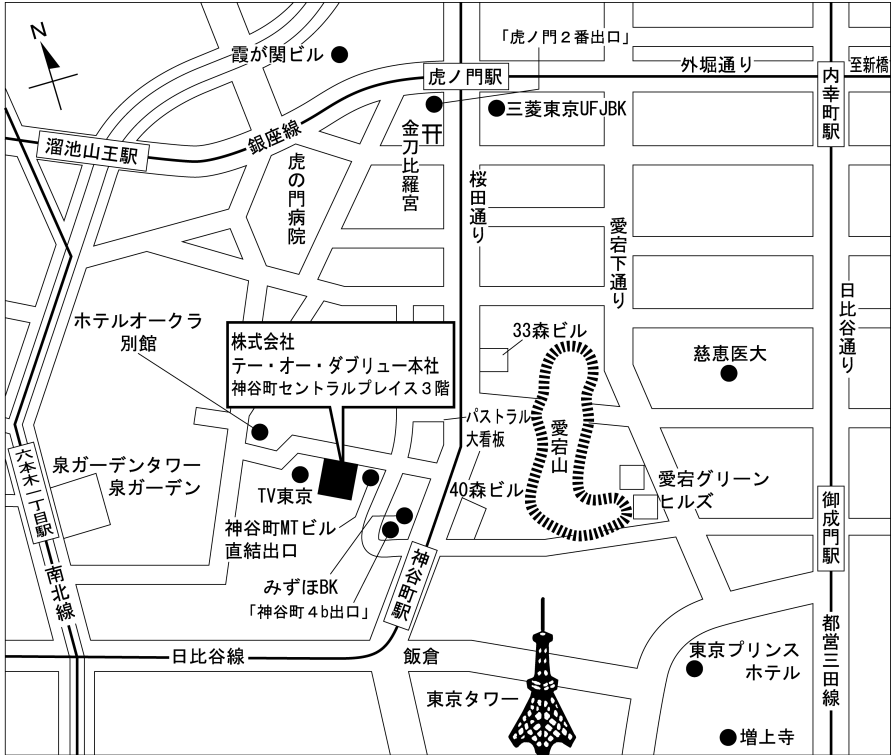
以 上





【株主総会会場ご案内図】

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス3階 大会議室



交通手段

- |           |       |                       |
|-----------|-------|-----------------------|
| 東京メトロ日比谷線 | ..... | 神谷町駅神谷町MTビル直結出口より徒歩1分 |
|           |       | 4b出口より徒歩1分            |
| 東京メトロ銀座線  | ..... | 虎ノ門駅2番出口より徒歩8分        |
| 東京メトロ南北線  | ..... | 六本木一丁目駅2番出口より徒歩10分    |